

第十二号の五様式(第三条の七関係)

道府県民税利子割特別徴収税額営業所等別明細書

[illegible]

備考

- (1) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」の欄中の「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- (2) この明細書の「種類」の欄には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の種類を記載すること。